

本学において感染者が確認された場合の初動対応について

新型コロナウイルスに係る総合対策本部

本学において感染が確認された場合の対応について、新型コロナウイルスに係る総合対策本部が解除するまで以下のとおり（医学部附属病院を除く。）とする。

第1 学生について

1 感染が確認された者への対応

- 1) 学部長・研究科長は、感染が確認された学生（以下「感染者」という。）に対し、治癒するまでの間、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置をとる。
- 2) 感染者の通学の再開については、各地区保健所（以下「保健所」という。）の指示に基づき、学部長・研究科長が、保健管理センター所長又は医学部附属病院感染制御部長の意見を聴いて判断する。
- 3) 感染者に対し、保健所が感染経路や濃厚接触者の特定を行う。なお、必要に応じて、保健管理センター所長又は医学部附属病院感染制御部長が、感染経路となった部局関係者に協力を要請する。

2 濃厚接触者の特定

濃厚接触者の特定は、保健所が行う。

【参考】濃厚接触者の定義（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版・国立感染症研究所 感染症疫学センター）から抜粋

- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
 - ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 - ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
 - ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

3 濃厚接触者等への対応

- 1) 濃厚接触者と特定された学生は自宅待機とする。
- 2) 当該学生は保健所の指示に従って行動する。
- 3) 当該学生の状況を保健管理センターが窓口となり、随時確認する。
- 4) 感染が疑われ保健管理センター所長、医学部附属病院感染制御部長又は病院の医師等により自宅待機を命ぜられた場合は自宅待機とする。

4 授業の休講及びキャンパスの閉鎖

- 1) キャンパス長の判断により、2の濃厚接触者の特定並びに当該教室の消毒作業が完了するまで全ての授業を休講にし、キャンパス全体（法人本部棟を除く。以下4において同じ。）を閉鎖する。ただし、感染者が出席した授業が限定的であったり、利用した建物や教室等が特定できる場合は、キャンパス長の判断により該当する授業のみを休講にすること、又は該当する建物や教室等のみを閉鎖することができるものとする。

なお、当該教室の消毒作業は、保健所の指示に従うとともに、感染者の行動を確認した上で別に定める「新型コロナウイルスの消毒に関する基本指針」に基づき実施する。
- 2) 濃厚接触者がPCR検査の結果「陽性」となる可能性が高い（例：感染者と濃厚接触者が同居している等）場合は、学部長・研究科長が必要に応じて保健管理センター所長又は医学部附属病院感染制御部長の意見を聴いて、当該濃厚接触者が出席していた授業を休講にするかどうか、さらに休講する場合、その期間について判断する。
- 3) クラスター（患者集団）が学内発生した場合は、終息が確認されるまで当該キャンパス全体を閉鎖する。
- 4) クラスターがキャンパス周辺で発生した場合は、状況により授業の休講、キャンパスの一時閉鎖を検討する。
- 5) 上記1)によりキャンパス全体を閉鎖した場合、当該キャンパスの教職員（濃厚接触者以外）については、キャンパス長が指名する者を除き、キャンパス長の指示があるまで原則自宅待機とする。出勤する教職員は感染に注意（学生等が立ち寄らない部屋を利用する等）した上で業務を行う。
- 6) 上記1)及び3)により小白川キャンパス全体を閉鎖するに当たり、感染者及び濃厚接触者等の行動履歴から、小白川キャンパス及び法人本部棟の両方を閉鎖する必要がある場合は、危機管理担当理事と小白川キャンパス長が協議した上で判断する。

5 学生寮及び国際交流会館の対応

学生寮及び国際交流会館において、感染者が確認された場合は、以下のとおりとする。

- 1) 共有スペース（生活をする上で必要なスペース（食堂、浴室等）をいう。）は、終息が確認されるまで可能なものについては全て使用停止する。衛生上必要なもの（浴室等）については、接触しない配慮を行った上で利用する。
- 2) クラスターが発生した場合は、保健所と相談の上で保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長の指示に従い、入居者の管理を行う。

第2 児童生徒等について

1 感染が確認された者への対応

- 1) 附属学校園の長は、感染が確認された児童生徒等（以下「感染者」という。）に対し、治癒するまでの間、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置をとる。
- 2) 感染者の通学の再開については、保健所の指示に基づき、附属学校園の長が判断する。
- 3) 感染者に対し、保健所が感染経路や濃厚接触者の特定を行う。なお、必要に応じて、保健管理センター所長及び医学部附属病院感染制御部長が、感染経路となった部局関係者に協力を要請する。

2 濃厚接触者の特定

濃厚接触者の特定は、保健所が行う。

3 濃厚接触者等への対応

- 1) 濃厚接触者と特定された児童生徒等は自宅待機とする。
- 2) 当該児童生徒等は保健所の指示に従って行動する
- 3) 当該児童生徒等の状況を附属学校事務室が窓口となり、随時確認する。
- 4) 感染が疑われ病院の医師等により自宅待機を命ぜられた場合は自宅待機とする。

4 学級閉鎖及び附属学校園の閉鎖

- 1) 附属学校運営部長の判断により、2の濃厚接触者の特定並びに当該教室等の消毒作業が完了するまで附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校（以下「附属学校園」という。）ごとに閉鎖（附属小学校及び附属中学校については、全て学級閉鎖した上で閉鎖）する。ただし、感染者が出席した授業が限定的であったり、利用した建物や教室等が特定できる場合は、附属学校運営部長の判断により当該感染者が出席していた学級を閉鎖すること、又は該当する建物や教室等のみを閉鎖することができるものとする。

なお、当該教室等の消毒作業は、保健所の指示に従うとともに、感染者の行動を確認した上で別に定める「新型コロナウイルスの消毒に関する基本指針」に基づき実施する。

- 2) 濃厚接触者がPCR検査の結果「陽性」となる可能性が高い（例：感染者と濃厚接触者が同居している等）場合は、附属学校運営部長が必要に応じて保健所と相談の上で当該濃厚接触者の学級を閉鎖するかどうか、さらに閉鎖する場合、その期間について判断する。
- 3) クラスター（患者集団）が附属学校園内で発生した場合は、終息が確認されるまで当該附属学校園ごとに閉鎖する。
- 4) クラスターが附属学校園周辺で発生した場合は、状況により学級閉鎖、附属学校園ごとの一時閉鎖を検討する。
- 5) 上記1)により附属学校園ごとに閉鎖した場合、当該附属学校園の教職員（濃厚接触者以外）については、附属学校運営部長が指名する者を除き、附属学校運営部長の指示があるまで原則自宅待機とする。出勤する教職員は感染に注意（児童生徒等が立ち寄らない部屋を利用する等）した上で業務を行う。

第3 教職員について

1 感染が確認された者への対応

- 1) キャンパス長・附属学校運営部長（本部事務部においては各部長）は、感染が確認された教職員（以下「感染者」という。）に対し、治癒するまでの間、特別休暇の取扱いとする。
- 2) 感染者の通勤の再開については、保健所の指示に基づき、キャンパス長・附属学校運営部長は、保健管理センター所長又は医学部附属病院感染制御部長の意見を聴いて判断する。
- 3) 感染者に対し、保健所が感染経路や濃厚接触者の特定を行う。なお、必要に応じて、保健管理センター所長又は医学部附属病院感染制御部長が、感染経路となった部局関係者に協力を要請する。

2 濃厚接触者の特定

濃厚接触者の特定は、保健所が行う。なお、必要に応じて、保健管理センター所長又は医学部附属病院感染制御部長が、感染経路となった部局関係者に協力を要請する。

3 濃厚接触者等への対応

- 1) 濃厚接触者と特定された教職員は自宅待機とする。
- 2) 当該教職員は保健所の指示に従って行動する。
- 3) 当該教職員の状況を保健管理センターが窓口となり、随時確認する。
- 4) 感染が疑われ保健管理センター所長、医学部附属病院感染制御部長又は病院の医師等により自宅待機を命ぜられた場合は自宅待機とする。

4 授業の休講、学級閉鎖及びキャンパス・附属学校園の閉鎖

- 1) キャンパス長・附属学校運営部長（法人本部棟を除く。以下4において同じ。）の判断により2の濃厚接触者の特定並びに当該教室・事務室等の消毒作業が完了するまで全ての授業を休講にし、キャンパス・附属学校園全体を閉鎖する。ただし、該当する建物や教室・事務室等を特定できる場合は、キャンパス長・附属学校運営部長の判断により該当する建物や教室・事務室等のみを閉鎖する。

なお、当該教室・事務室等の消毒作業は、保健所の指示に従うとともに、感染者の行動を確認した上で別に定める「新型コロナウイルスの消毒に関する基本指針」に基づき実施する。

- 2) クラスター（患者集団）が学内発生した場合は、終息が確認されるまで当該キャンパス・附属学校園全体を閉鎖する。
- 3) クラスターがキャンパス・附属学校園周辺で発生した場合は、状況により授業の休講、キャンパス・附属学校園の一時閉鎖を検討する。
- 4) 上記1)によりキャンパス・附属学校園全体を閉鎖した場合、当該キャンパス・附属学校園の教職員（濃厚接触者以外）については、キャンパス長・附属学校運営部長が指名する者を除き、キャンパス長・附属学校運営部長の指示があるまで原則自宅待機とする。出勤する教職員は感染に注意（学生等が立ち寄らない部屋を利用する等）した上で業務を行う。

5 法人本部棟の閉鎖

- 1) 危機管理担当理事の判断により2の濃厚接触者の特定並びに当該事務室等の消毒作業が完了するまで法人本部棟全体を閉鎖する。ただし、該当する事務室等を特定できる場合は、危機管理担当理事の判断により該当する事務室等のみを閉鎖する。

なお、当該事務室等の消毒作業は、保健所の指示に従うとともに、感染者の行動を確認した上で別に定める「新型コロナウイルスの消毒に関する基本指針」に基づき実施する。

- 2) クラスター（患者集団）が法人本部棟において発生した場合は、終息が確認されるまで法人本部棟全体を閉鎖する。
- 3) クラスターが法人本部棟周辺で発生した場合は、状況により法人本部棟の一時閉鎖を検討する。
- 4) 上記1)により法人本部棟全体を閉鎖した場合、当該法人本部棟の教職員（濃厚接触者以外）については、指名する者を除き、危機管理担当理事の指示があるまで原則自宅待機とする。出勤する教

職員は感染に注意した上で業務を行う。

- 5) 上記 1)及び 2)により法人本部棟全体を閉鎖するに当たり、感染者及び濃厚接触者等の行動履歴から、法人本部棟及び小白川キャンパスの両方を閉鎖する必要がある場合は、危機管理担当理事と小白川キャンパス長が協議した上で判断する。

第 4 その他

1 外部への公表

感染者の情報については、地域への説明が必要な場合に限り、必要に応じて最低限の情報をホームページにより公表し、感染者やその家族の人権尊重と個人情報保護に配慮する。

2 大学構内にある食堂等(売店等を含む。)の対応

- 1) キャンパス長は、感染者の行動範囲に食堂等が含まれていた場合は、安全性を確認できるまでの間、当該食堂等の営業中止を要請する。
- 2) キャンパス全体が閉鎖になった場合は、キャンパス長は、安全性を確認できるまでの間、当該食堂等の営業中止を要請する。

3 本部機能の移転

法人本部棟が閉鎖となった場合に限り、次に掲げる施設・キャンパス等に本部機能を移転する。なお、移転する本部機能は最小限とし、本部事務部の教職員は、危機管理関係業務を担当する理事が指名する者を除き、原則自宅待機とする。

- (1) 小白川キャンパス（法人本部棟のみが閉鎖になった場合に限る。）
- (2) 飯田キャンパス
- (3) 米沢キャンパス
- (4) 鶴岡キャンパス
- (5) 総合研究所（上山市）
- (6) 附属学校園（松波地区）
- (7) その他、危機管理関係業務を担当する理事が指定する建物

4 その他

学生又は教職員が感染した場合又は保健所から濃厚接触者に特定された場合は、以下の文部科学省の担当連絡先に報告する。

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 大学の学生・教職員 | 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課（令和 2 年 3 月 2 日付け事務連絡） |
| (2) 附属学校園の児童生徒等・教職員 | 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課感染状況調査担当（令和 2 年 8 月 17 日付け事務連絡） |
| (3) 国費外国人留学生（受入時のみ） | 文部科学省学生・留学生課留学生交流室国費留学生係（令和 2 年 9 月 1 日付け事務連絡） |